

1 目的

錦町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、錦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2020（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、錦町耐震改修促進計画第4章第2に基づき策定する。

3 令和2年度の計画

取組内容	財政的支援	
	<p>倒壊の可能性がある住宅（戸建て木造住宅）について、耐震診断を行う住宅所有者に対して補助を行う。</p> <p>また、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。</p>	
目 標	普及啓発等	
	<p>①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降は町内全ての住宅所有者に、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事など耐震化事業についてのダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封） <p>②耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果報告時にリーフレットを配布* 令和2年度は令和元年度までに耐震診断実施後、耐震改修を行っていない者にダイレクトメールを送付（①共通取組） <p>③改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年1回以上実施 工事業者情報を容易に取得できるよう、耐震診断結果報告時に配布するリーフレットにリフォーム評価ナビ等、国交省補助事業採択サイトのアドレスを記載* <p>④一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会回覧板、町ホームページを活用し補助事業の周知を実施 防災イベント等において補助事業のブース展示を実施 補助事業に関するリーフレット等の作成・配布 	
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断実施：10戸* 耐震改修設計費補助：2戸 耐震改修工事費補助：2戸 	<ul style="list-style-type: none"> 設計改修工事一括補助：6戸 建替え設計工事一括補助：2戸 耐震シェルター工事補助：4戸

※熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業により実施

4 前年度（令和元年度）実績・自己評価

実績	財政的支援	
	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震診断実施：0戸※ • 耐震改修設計費補助：0戸 • 耐震改修工事費補助：0戸 	<ul style="list-style-type: none"> • 建替え工事補助：1戸 • 耐震シェルター工事補助：0戸
	普及啓発等	
<ul style="list-style-type: none"> • 町ホームページに掲載し補助事業の周知を実施 • 自治会回覧板を活用し補助事業の周知を実施 		
自己評価	課題	
	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震診断が行われていないため耐震化の促進につながっていない状況にある。今後、耐震診断の更なる周知に重点を置き、事業の推進に向け、引き続き補助制度の更利用促進を図る必要がある。 	
	改善策	
<ul style="list-style-type: none"> • 防災イベント等における自治会との連携、補助制度概要パンフレット配布や補助制度周知ポスター掲出等により耐震診断を重点においた補助制度を積極的にPRする。 		

※熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業により実施

耐震化を促進する取組の記載例

①戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- 平成30年度は周辺住民への情報展開も見込み、自治会長宛てにダイレクトメールを送付。
- 平成30年度は〇〇〇戸にダイレクトメールを送付（戸別訪問を実施）。なお、平成35年度※までに全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（戸別訪問を実施）。
- 平成30年度は〇〇地区でダイレクトメールを送付（戸別訪問を実施）。なお、平成35年度※までに全ての地区の住宅所有者にダイレクトメールを送付（戸別訪問を実施）。

※基金を活用し、市町村の実質的負担なしで補助事業ができるのが平成37年度までであることを踏まえると、平成35年までには直接的な働きかけを終える必要あり（住宅所有者の十分な検討時間を確保）。

③改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- 県が開催した技術者向け講習会の受講者リストを〇〇市（町・村）HPへ掲載
- 工事業者情報を容易に取得できるよう、市（町・村）HPにリフォーム評価ナビ等、国交省補助事業採択サイトへのリンクを設定

④耐震化の必要性に係る周知・普及

- 市（町・村）民を対象に補助事業に関する説明会を年1回以上開催

※ブース展示に使用するポスターや窓口で配布するリーフレットは県で作成し、希望する市町村に配布予定